

文京区私立保育所事業運営補助金交付要綱

- 13 文福児第2559号平成14年3月29日区長決定
 - 16 文福育第17号平成16年4月1日改正
 - 18 文男保第10号平成18年4月1日改正
 - 19 文男保第1502号平成20年2月1日改正
 - 21 文男保第771号平成21年11月1日改正
 - 22 文男保第1542号平成23年2月1日改正
 - 24 文男保第279号平成24年6月1日改正
 - 25 文男保第1191号平成25年11月1日改正
 - 26 文男保第2382号平成26年11月1日改正
 - 27 文男保第3264号平成28年2月1日改正
 - 28 文子幼第915号平成28年4月1日改正
 - 28 文子幼第3332号平成29年3月1日改正
 - 29 文子幼第3749号平成30年3月19日改正
 - 30 文子幼第299号平成30年4月2日改正
 - 30 文子幼第2435号平成30年10月1日改正
 - 30 文子幼第4936号平成31年3月13日改正
 - 2019 文子幼第3207号令和元年10月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項及び第2項の規定により保育を行う児童の在籍する保育所等（以下「保育所等」という。）が実施する保育事業について、当該事業に係る経費の一部を補助することにより、利用者負担の軽減及び保育サービスの向上を図り、もって児童福祉の充実に資することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる保育所等（以下「補助対象者」という。）は、区の区域内に設置された保育所等（次条第4号に掲げる事業に係る補助金については、区の区域外に設置された保育所等であって、現に文京区に住所を有する児童が在籍しているものを含む。以下同じ。）のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 法第34条の15第2項に規定する認可を受けた家庭的保育事業等を行う者
- (2) 法第35条第4項に規定する認可を受けた保育所
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する認定こ

ども園（私立に限る。）

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する保育事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 11時間保育事業（保育所等が11時間開所による保育を行う事業をいう。以下同じ。）
- (2) 延長保育事業（保育所等が11時間開所に加え、1時間以上保育時間の延長を行う事業をいう。以下同じ。）
- (3) 一時保育事業（保育所等が保護者の急病又は短時間勤務等に伴う一時的な保育需要に対応するために自主的に実施する事業で、次の要件を満たすものをいう。以下同じ。）
 - ア 専任の保育士を配置し専用の部屋を設けること。
 - イ 日々の対象児童の受入れについて、保育需要に応じて弾力的に対応すること。
- (4) 給食事業（保育所等が行う給食を提供する事業をいう。以下同じ。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業を実施するための経費のうち、別表に掲げるものとする。

（補助金の交付額及び交付時期）

第6条 補助金の交付額は、別表に規定する算定基礎により算定した額（以下「算定額」という。）とし、同表に規定する補助の時期ごとに予算の範囲内で交付する。ただし、延長保育事業において、補助対象者が当該延長保育事業に係る費用を利用者から徴収しているときは、その徴収した額を算定額から減じて得た額を補助金の交付額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区私立保育所事業運営補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を区長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定による申請を行うときは、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める書類を申請書に添付するものとする。

- (1) 11時間保育事業 緊急通報装置の保守料に係る領収書等の写し（緊急通報装置保守経費の補助について申請する場合に限る。）
- (2) 延長保育事業 次に掲げる書類
 - ア 延長保育事業毎月初日在籍者名簿（別記様式第2号）
 - イ 延長保育事業実施状況報告書（別記様式第3号）
 - ウ 保育士の履歴書の写し（正規保育士雇用経費又は時間雇用保育士雇用経費の補助について申請する場合に限る。）
- (3) 一時保育事業 次に掲げる書類
 - ア 一時保育事業毎月初日登録者名簿（別記様式第4号）
 - イ 一時保育事業実施報告書（別記様式第5号）

（補助金の交付決定）

第8条 区長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは文京区私立保育所事業運営補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、不交付を決定したときは文京区私立保育所事業運営補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求又は申請の撤回）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、区長に対し、速やかに文京区私立保育所事業運営補助金交付請求書（別記様式第8号）により補助金の交付を請求するものとする。

2 補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに、申請の撤回を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき又は補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（二重請求の禁止）

第12条 補助事業者は、補助金の対象となる経費のうち交付を受けたものを児童の保護者に請求してはならない。

（事業実施に係る書類の提出）

第13条 申請者（給食事業に係る補助金のみを申請する者を除く。）は、各年度における事業実施に当たり、当該年度において初めて補助金の交付申請をする月の末日までに、事業ごとの事業実施計画書及び予算書を区長に提出するものとする。

2 補助事業者（給食事業に係る補助金のみについて交付決定を受けた者を除く。）は、事業が終了したときは、速やかに決算書を区長に提出するものとする。

3 区長は、前2項に規定するほか、内容審査に必要な関係書類の提出を求めることができる。

（関係書類の整理）

第14条 補助事業者は、本補助金の申請、請求等に係る書類及び事業の実施状況が記録された書類を補助金の交付から5年間保管しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

なお、文京区私立保育所保育事業補助金交付要綱（13文福児第338号）、文京区私立保育所一時保育事業運営補助金交付要綱（12文福児第11117号）及び文京区私立保育所延長保育事業運営補助金交付要綱（2文厚児発第344号）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別 表(第5条、第6条関係)				
事業	経 費	算 定 基 礎 (算定して得た額に1円未満の端数がある場合は切り捨てる。)	補助の時期	備 考
(1) 11時間保育事業	生牛乳購入費	四半期初日在籍児童数(※)×単価(23.10円)×1.5dl×保育実施日数 (年度途中に開設した施設については、四半期初日が開設前であった場合、開設月の初日を四半期初日とする。)	四半期ごと (6月、 9月、 12月 及び 3月)	※文京区に住所を有する児童とする。
	保育内容充実費(教材費)	四半期初日在籍児童数(※)×単価(1,350円) (年度途中に開設した施設については、四半期初日が開設前であった場合、開設月の初日を四半期初日とする。)		※文京区に住所を有する児童とする。
	嘱託医報酬費	保育実施月数×単価(32,896円)		分園を有する施設の場合、本園のみに加算する。
	栄養士雇用費	保育実施月数×単価(143,000円)		公定価格における調理員の配置基準を超えて常勤栄養士(又は月120時間以上の勤務実績があった非常勤栄養士)を雇用する場合に加算する。
	調理員雇用費	保育実施月数×単価(125,300円)		公定価格における調理員の配置基準を超えて常勤調理員(又は月120時間以上の勤務実績があった非常勤調理員)を雇用する場合に加算する。
	緊急通報装置保守経費	保育実施月数×単価(2,625円)		文京区保育所等整備事業補助金交付要綱(30文子幼第2435号)に基づき、開設準備経費補助事業で補助を受けた保育所に限る。保守経費が補助単価を下回る場合は、実支出額を補助単価とする。
	園外保育費	第3四半期初日3～5歳児在籍児童数(※)×単価(330円) (年度途中に開設した施設については、第3四半期初日が開設前であった場合、開設月の初日を第3四半期初日とする。)	12月	※文京区に住所を有する児童とする。
	施設等整備費	9月初日在籍児童数(※)×単価(17,935円)	9月	※文京区に住所を有する児童とする。
(2) 延長保育事業	正規保育士雇用経費	保育実施月数×単価(454,670円)	毎月	
	時間雇用保育士雇用経費	時間雇用保育士数×保育実施日数×単価(1,330円) (時間雇用保育士数については、別記様式第2号に記載の延長保育児童数が0人の場合は0人、1人以上5人未満の場合は1人、5人以上10人未満の場合は2人、10人以上の場合は3人として算定する。)		分園を有する施設の場合、本園・分園それぞれの延長児童数により時間雇用保育士数を算出する。
	補食費	延長保育児童数(※)×保育実施日数×単価(40円) (延長保育児童数は別記様式第2号に記載の人数)		※文京区に住所を有する児童とする。
	暖房費	期間中保育実施月数×単価(10,000円)		11月分から翌年3月分までに限る。
	保育消耗品費	延長保育児童数(※)×単価(5,000円) (延長保育児童数は別記様式第2号に記載の人数)	4月	※文京区に住所を有する児童とする。
(3) 一時保育事業	施設整備費	定額(1,500,000円)	随時	開始初年度に限る。
	運営費(一時保育)	保育士雇用経費(正規保育士1人分及び非常勤保育士1人分)の1/2相当額を補助する。 保育実施月数×正規保育士単価(454,670円)+保育実施月数×非常勤保育士単価(159,800円))×1/2	毎月	
(4) 給食事業	副食費	事業実施月の初日3～5歳児在籍児童数(※)×単価(4,500円)	毎月又は3月	※文京区に住所を有する児童で、次に掲げる者以外のものとする。 (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する児童 (2) 府令第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の児童 (3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずるものである児童